

官報 号外

昭和四十年三月三十日

○第四十八回 衆議院会議録 第二十四号

昭和四十年三月三十日(火曜日)

議事日程 第二十二号

昭和四十年三月三十日

午後二時開議

第一 オリンピック記念青少年総合センター法
案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

日程第一 オリンピック記念青少年総合セン

ターカー法案(内閣提出)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回

避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う

所得税法の特例等に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出、参議院送付)

脱税の防止のための日本国とスウェーデンと

の間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法

及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提

出、参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する

法律案(内閣提出、参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国政府とフランス共和国政府との間の

昭和四十年三月三十日 衆議院会議録第二十四号 議員請假の件 オリンピック記念青少年総合センター法案

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

議員請假の件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

議員毛利松平君から、海外旅行のため、四月六日から十九日まで十四日間請假の申し出がありま

す。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

2 オリンピック記念青少年総合センター(以下「青少年総合センター」という。)は、その設置する青少年のための宿泊研修施設を適切に運営し、青少年の心身の発達を図り、もつて健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 青少年総合センターは、法人とする。

(事務所)

第三条 青少年総合センターは、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 青少年総合センターの資本金は、青少年総合センターの設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

5 政府は、必要があると認めるときは、青少年総合センターに追加して出資することができる。

6 政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

7 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

8 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

(登記)

9 青少年総合センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第

四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、青少年総合センター

について適用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 青少年総合センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、青少年総合センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して青少年総合センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその業務を行なう。

3 監事は、青少年総合センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命) 第九条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、監事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその業務を行なう。

(役員の任期) 第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項) 第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、國會議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任） 第十二条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

三 その他青少年総合センターの業務に関する重要な事項

(事業計画等の認可)

第二十二条 青少年総合センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三条 青少年総合センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 青少年総合センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(業務)

第二十五条 青少年総合センターは、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 青少年のための宿泊研修施設を設置し、及び運営すること。

二 その設置する宿泊研修施設を利用して、青少年の心身の鍛錬その他心身の健全な発達を図るために必要な業務を行なうこと。

三 オリンピック競技大会に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 青少年総合センターは、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する宿泊研修施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第二十六条 青少年総合センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(評議員会)

第二十七条 青少年総合センターに、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

(評議員会)

第二十八条 青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第二十九条 青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第三十条 青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第三十一条 青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第三十二条 青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第三十三条 青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十二条 青少年総合センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(借入金)

第二十六条 青少年総合センターは、文部大臣の

認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。(償還計画)

第二十七条 青少年総合センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。(余裕金の運用)

第二十八条 青少年総合センターは、次の場合によると場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭(財産の処分等の制限)

信託

第三十条 青少年総合センターは、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十一条 青少年総合センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、青少年総合センターの財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十二条 青少年総合センターは、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、青少年総合センターに対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。(報告及び検査)

第三十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、青少年総合センターに対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に青少年総合センターの事務所その他事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができることを認められる。

第二十九条 青少年総合センターは、次の場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雜則

(解散)

第三十四条 青少年総合センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第一項、第二十二条、第二十六条第一項若しくは第二項ただし書、第二十七条规定による認可をしようとするとき。

二 第二十四条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十条第二項、第二十九条又は第三十一條の規定により文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第五章 罰則

第三十六条 第三十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二条第一項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 文部大臣は、青少年総合センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

(青少年総合センターの設立)

第三条 青少年総合センターが第四条第一項及び前条の規定により政府から出資を受けた不動産の所有権の取得又は保存の登記について、登録税を課さない。

(不動産取得税の非課税)

第四条 都道府県は、青少年総合センターが第四条第一項又は同条第二項及び附則第七条の規定により政府から不動産の出資を受けた場合は、当該不動産の取得に対しても、不動産取得税を課することができない。

(登録税法の一部改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)

2 設立委員は、青少年総合センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 青少年総合センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 青少年総合センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「青少年総合センターの成立後遅滞なく」とする。

第七条 政府は、昭和四十一年三月三十一日までの間ににおいて第四条第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

(登録税の非課税)

第八条 青少年総合センターが第四条第一項又は同条第二項及び前条の規定により政府から出資を受けた不動産の所有権の取得又は保存の登記について、登録税を課さない。

(不動産取得税の非課税)

第九条 都道府県は、青少年総合センターが第四条第一項又は同条第二項及び附則第七条の規定により政府から不動産の出資を受けた場合は、当該不動産の取得に対しても、不動産取得税を課することができない。

の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「国立教育会館」の下に「、オリソック記念青少年総合センター」と、「国立教育会館法」の下に「、オリソック記念青少年総合センター法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ二中「又ハ国立教育会館」を、「国立教育会館又ハオリソック記念青少年総合センター」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国立教育会館」の下に「、オリソック記念青少年総合センター」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

別表	
一 土地	東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地
所在	宅地 五万五千四百七十一・一六平方メートル
鉄筋コンクリート造陸屋根付き二階建	東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地
総床面積 二万八千八百六十六・六三平米	鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建
理由	むね
資産で政令で定めるもの	むね
十八の二 オリンピック記念青少年総合センターが直接青少年の研修の用に供する固定	方メートル
号を加える。	鉄筋コンクリート造陸屋根付き二階建
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)	一
第十三條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	二
第十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	三
第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	四
第十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	五
第十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	六
第十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	七
第十九条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	八
第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	九
第二十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	十
第二十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	十一
第二十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	十二
第二十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	十三
第二十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	十四
第二十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	十五
第二十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	十六
第二十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	十七
第二十九条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。	十八

とその結果を御報告申し上げます。

本案は、オリンピック東京大会を記念し、特殊法人オリンピック記念青少年総合センターを設立すること、政府は、この法人の資本金としてオリンピック代々木選手村跡の施設を出資すること、この法人は、その設置する青少年のための宿泊研修施設を適切に運営し、青少年の発達をはかり、もつて健全な青少年の育成に寄与することを目的とすること、及び同法人の資本金、組織、業務、財務及び会計、監督等について所要の規定を設けようとするものであります。

本案は、去る二月十六日当委員会に付託となりました。翌十七日政府から提案理由の説明を聴取いたしました。自來、体育振興に関する特別委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、三月二十九日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたとされました。

次いで、私外六名から、本案に対し、政府は、オリンピック記念青少年総合センターの設置目的にかんがみ、オリンピック選手村跡施設中国税庁職員宿舎として使用予定の土地、建物は、使用期間を一年以内とし、その期間終了とともにオリソック記念青少年総合センターに追加出資すべきである旨の自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 譲り受けられました。

〔前項〕を「第一項」に、「及び第六号の二に掲げる事務(労働災害防止規程に係るものを除く。)」を

「に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち労働福祉事業団の監督に関するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一

部、労災補償部に改める。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中の

「前項」を「第一項」に、「及び第六号の二に掲げる事務(労働災害防止規程に係るものを除く。)」を

「に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち労働福祉事業団の監督に関するもの」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一

部、労災補償部に改める。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中の

「前項」を「第一項」に、「及び第六号の二に掲げる事務(労働災害防止規程に係るものを除く。)」を

「に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち労働福祉事業団の監督に関するもの」に改め、

除く。)が第二条第一項に規定する使用料又は利子で所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額のうち當該所得に対応する部分の金額が、当該使用料又は利子の金額の合計額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3 前二項に規定する所得税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(**使用料、配当、利子等に対する法人税の軽減**)

第五条 法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するスウェーデンの法人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち當該所得に対応する部分の金額が、第一号に掲げる所得に係る収入金額並びに第二号及び第三号に規定する配当の金額に該当各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一 使用料及び利子等に係る所得 百分の八・八

八

二 第三条に規定する配当(次号の配当に該当するものを除く。)に係る所得 百分の十三・一

一一

三 第三条ただし書に規定する配当に係る所得 百分の八・八

八

二 スウェーデンの法人(前項に規定する者を除く。)が前条第二項に規定する使用料又は利子に係る所得を有する場合において、その者の法人税額のうち當該所得に対応する部分の金額が、当該使用料又は利子の金額の合計額の百分の

八・八に相当する金額をこえるときは、その者
の法人税額につき、そのこえる金額に相当する
税額を軽減する。

3 前二項に規定する法人税額のうちこれらの規
定に規定する所得に対応する部分の金額は、当
該所得の生じた事業年度分につき、これらの規
定の適用がないものとして計算した場合における
法人税額に相当する金額から、当該所得が生
じなかつたものとして計算した場合における法
人税額に相当する金額を控除して得た金額とす
る。

(使用料、配当、利子等に係る法人の道府県民税
又は市町村民税の税率の特例)

第六条 スウェーデンの法人に對して課する次の
各号に掲げる地方税については、その課税標準
である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる
所得に対応する部分の金額に係る税率は、それ
ぞれ次の各号に掲げる税率とする。

一 道府県民税の法人税割 百分の五・四

二 市町村民税の法人税割 百分の八・一

三 都民税の法人税割 百分の十三・五

前項に規定するその課税標準である法人税額
のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する
部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当
該所得に対応する部分の金額として同条第三項
の規定により計算した金額から同条第一項又は
第二項の規定によつて軽減された金額を控除し
た金額とする。

3 二以上の都道府県において事務所又は事業所
を有する法人でこの条の規定の適用を受けるも
のが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十
一条の十三第一項の規定によりその法人税額を
関係都道府県又は関係市町村に分割する場合に
は、当該法人税額をこの条の規定の適用がある
部分の金額とその他の部分の金額とに区分し
て、それぞれ分割するものとする。

(地方税に関する条約第十七条の協議に係る手
續)

第七条 大蔵大臣は、地方公共団体が譲する租税

（実施規定）

第八条 第二条から前条までに定めるもののはか、条約の実施及びこの法律の適用に関する必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月十五日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の効力発生日の日から施行する。

2 第二条及び第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき使用料及び利子等又は第三条に規定する配当について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律第二条第一項又は第二項に規定する使用料、配当若しくは利子又は所得については、なお従前の例による。

3 第四条の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項又は第二項に規定する所得について適用する。

4 第五条の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日以後最初に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項又は第二項に規定する所得について適用する。

5 第六条の規定は、前項に規定する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十七日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

（越旨）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当、利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条 所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項に規定するカナダの居住者であるもの（以下「カナダの居住者」という。）が支払を受ける条約第六条第一項に規定する配当、条約第七条第一項に規定する利子、条約第八条第一項に規定する使用料又は同条第四項に規定する所得で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第二条第一項）に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものを除く。以下「配当等」といふ。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第

複雑多岐にわたる本問題の困難性を考えると、政府は、たとえは住宅基本法の制定のごときが、そういう意図があるかないか、繪理はこれを明確に国民の前に示していただきたいのであります。（拍手）

次に、住宅建設については、特に低所得者を対象とする公共賃貸住宅の大量供給こそ最優先的に取り上げなければならぬと思いますが、この点につきましての総理の御見解を承りたいのであります。

現在、最も住宅に困窮しているのは労働者であり、その四〇%が住宅に困難をいたしているのであります。また、特に月収三万円以下の低所得者層に住宅難世帯が集中しており、これらの事実は、政府の調査統計でも明らかなどおりであります。そこで、これが住宅事情を悪化させる最大の原因をなすことも多言を要しないところです。彼らは、政府施策の公営住宅、公團住宅に入居することを熱望しながらも、多くの条件にはばまれて実現し得ないのであります。建設戸数の過少、宝くじにひとしい入居競争、立地条件の不利等もざることながら、ます入居資格のきびしい規定のものに申し込みすらはばまれておるのが現況であります。このため、巷間には、四畳半一間で家賃七千円といった民間経営の粗悪狭小な木造アパートが乱立し、住環境を一そく悪化させ、各種の社会悲劇を発生せしめているのであります。漫然と放置するならば刻々と悪化する住環境を、政府はいかにして收拾されんとするのか、きわめて重大な政治責任といわざるを得ません。

政府は、さきに、住宅七ヵ年計画を打ち出して、一世帯一住宅実現のため、七百八十万戸の住宅建設のアドバルーンを掲げ、公共賃貸住宅三百万戸以上を施設の中心とすることを力説されたのであります。しかし、四十年度予算においては、前年対比五千戸の増加を見たにすぎず、早くも国民の期待を裏切っているのであります。諸物価の相

次ぐ騰貴に生活は脅かされ、公共住宅にも入居できず、逆に居住環境劣悪な民間アパートに高家賃を取り組むべきときではないかと思うのであります。總合一本化した方針を樹立し、積極果敢にこれと取り組むべきときではないかと思うのであります。

取り組むべきときではないかと思うのであります。總合一本化した方針を樹立し、積極果敢にこれと取り組むべきときではないかと思うのであります。

（拍手）

多でありますだけに、これに対する対策も、いろいろな対策を取りまとめてやらなければならぬわけあります。つまり、地価の高騰を来たしておる一番大きな原因は何かと言えば、経済の成長に伴つて宅地の需要が非常にふえたということになります。同時に、それに伴いまして、思惑、売り惜しみ、あるいは小さい宅地の需要があふえてきた。一方、土地は生産されるものではありませんからして、この基本的な問題は、やはり経済の安定成長ということがあります第一であります。一方においては、宅地需給の分散、緩和をする必要がありますが、このために地域開発や拠点都市の開発を行なおうとしておるわけであります。また、通勤者住宅地の供給を相当遠いところまで可能にするために、交通施設の整備をはかる必要がありますし、また、高速自動車道路の建設も必要になつてくるのであります。また、宅地造成の積極化、土地の高度利用、これは当然なことでありますし、このために今まで日本住宅公団あるいは金融公庫等を通じて土地の造成資金の貸し出しをいたしております。なおまた、いま仰せになりましたような不動産鑑定評価制度の強化とか地価公示制度による適正な地価形成基準の確立とか、あるいは土地利用計画の確立、こういう問題について私どもは真剣に取り組んでおるのであります。ただいまさらましたが、この中で国の住宅政策の目的について話題になつておるのがこの問題であります。早晩私どもはその結論を御提示できると思っております。

さらに、ILOの住宅に関する勧告について私の関係を申し上げますが、一九六一年のILOの総会におきましては、労働者住宅に関する勧告がなされました。いま経済開発懇談会あるいは宅地審議会の中心について諸種の勧告をいたしております。私どもがいまやつておりますところの一世帯一住宅の長期計画、これは、その具体的な実施にあたりましては、低所得者及び都市労働者に重点を置いて施策

を進めるといふ、先ほど申し上げましたような政策をとつておるのであり、また、持ち家を希望する中堅階級労働者に対しても、ただいま御提案のような公社をつくりまして、その拡充をはかることいたしておりますが、これは勧告の線に沿つておるものと考えておるものであります。

なお、ILOの勧告では、企業者がその住宅を提供することは、これはよろしくない、望ましくないということを言つておりますけれども、わが国のように住宅事情が窮屈しておる状況のもとでは、企業者もまた労働者とともにその労働者の住宅の安定のために責任の一端を負つてもらうことがやはり必要であろうと考えます。そういうことで、現行制度を特に変更しなければならぬ必要はないものと考えるのであります。(拍手)

〔正義の主張不思議の不思議〕

たとしておるところでござりますが、ただいま建設大臣から指摘されましたように、わが国の実情の中で問題点もござりますので、細部にわたって全面的にこれを実施するというのに問題があるようになります。しかしながら、勤労者諸君に住宅

を供給するということは、勤労者の福祉のためだけではなくして、労働力の流動化のためにもきわけて重要なことでござりますので、労働省といたしましては、労働者移動用の住宅の建設あるいは炭鉱離職者諸君のための住宅の建設をみずから行

ないますとともに、また、雇用促進事業団を通じまして住宅建設融資あるいは中小企業共済組合の還元融資等を行なっておりますが、年金事業団その他各県と連携を密にいたしまして住宅建設に邁進をいたしております。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。
また、

午後二時四十九分散会

外務委員 塚田 徹君	橋崎弥之助君
野原 久男君 覚君	佐々木良作君
佐々木良作君	小松 幹君
小松 幹君	武市 関一君
武市 関一君	大蔵委員 小沢 亀岡
大蔵委員 小沢 亀岡	中村 重光君
中村 重光君	橋崎弥之助君
橋崎弥之助君	勝間田清一君
勝間田清一君	松本 七郎君
松本 七郎君	水末 英一君
水末 英一君	通信委員 伊東 渡辺
通信委員 伊東 渡辺	柳田 吉正君
柳田 吉正君	(議案提出) 足鹿 覚君
(議案提出) 足鹿 覚君	渡辺 覚君
渡辺 覚君	文教委員 柳田 秀一君
文教委員 柳田 秀一君	社会労働委員 柳田 秀一君
社会労働委員 柳田 秀一君	高夫君 幸雄君
高夫君 幸雄君	奥野 岩動
奥野 岩動	地崎宇三郎君 福田 道行君
地崎宇三郎君 福田 道行君	坂村 吉正君
坂村 吉正君	塚田 徹君
塚田 徹君	漬田 邦吉君
漬田 邦吉君	柳田 繁芳君
柳田 繁芳君	和田 博雄君
和田 博雄君	長谷川 保君
長谷川 保君	福田 繁芳君
福田 繁芳君	二階堂 進君
二階堂 進君	柳田 秀一君
柳田 秀一君	予算委員 和田 博雄君
予算委員 和田 博雄君	片島 港君
片島 港君	小松 幹君
小松 幹君	一、去る二十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 河野 寛君	大出 俊君
外務委員 長谷川正三君	河野 寛君
法務委員 小松 幹君	大出 俊君
法務委員 小松 幹君	松井 誠君
法務委員 小林 進君	中村 重光君
法務委員 小林 進君	西村 関一君
法務委員 西村 関一君	一、去る二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

員の補欠を指名した。

地方行政委員

久野 忠治君

亀岡 高夫君

(答弁書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員清瀬一郎君提出国際連合の平和維持機能強化に関する質問に対する答弁書

通りである。

米軍のガス使用を非難する決議案(山本幸一君提出外四名提出)

一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次の通りである。

経済関係規則の整備に関する法律を廃止する法律案(議案付託)

一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

公害防止事業団法案(内閣提出第九七号)

産業公害対策特別委員会

付託

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

経済関係規則の整備に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第一二八号)

法務委員会

付託

(議案送付)

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

所得税法案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案

(議案通知)

一、去る二十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

市町村の合併の特例に関する法律案

（答弁書受領）

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員清瀬一郎君提出国際連合の平和維持機能強化に関する質問に対する答弁書

通りである。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

国際連合の平和維持機能強化に関する質問主

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 舟田 中殿 提出者 清瀬 一郎

意書

右の質問主意書を提出する。

きたる六月二十六日は、国連誕生二十周年の記念日であり、国連発祥にゆかりの地たるサンフランシスコ市において、記念特別総会が開催されようとしている。これを受け、そのことについて語りたい。

いわゆる具体的な行動として挙げられるべきものとして、アフリカ諸国との緊密な関係に深い興味を持つべきである。

この際、政府は、ベトナムの事態に対応する連警察隊を早急に組織し、これをすみやかに現地に出動せしめるよう努力すべきである。

このことを三十三箇国委員会に提案するはもちろんであるが、可能ならやるべく途を講じて、才ある人々が、かねて国連中心主義を唱え、

昭和四十年三月三十日 衆議院会議録第二十四号 議案に關する報告書

六一八

を運営し、もつて健全な青少年の育成に寄与することは、時宜に適したものであることを認め、本案は、別紙の通りの附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算に、一億二千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十年三月二十九日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

オリエンピック記念青少年総合センター法案

に対する附帯決議

オリエンピック記念青少年総合センターの設置の目的にかんがみ、政府は、左記の措置を講ずべきである。

- 一、オリエンピック選手村跡施設中国税局職員宿舎として使用予定の土地、建物（六棟）の使用期間は、二ヵ年以内とする。
- 二、右の施設使用期間終了とともに当該土地、建物は、青少年総合センターに追加出資すること。

衆議院会議録第二十三号(中正誤)	
バシ	段行誤
四〇六	二九 それに
四〇六	二四 所得税
四〇六	四 云 五%
四〇九	二 九 案を
四〇九	一五 %
四三	二 三 特別
	案は
	ま及び「は修正」を入れる。